

令和6年8月28日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

近江八幡市長 小西 理

市町村名 (市町村コード)	近江八幡市 (252042)	
地域名 (地域内農業集落名)	森尻町 (森尻)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年8月23日 (第1回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

- ・新たな農地の受け手の確保が必要。
- ・担い手が利用する農地の集約化が必要。
- ・地域の活性化を図るため新たな作物の導入の取組が課題。

(2) 地域における農業の将来の在り方

- ・稲麦大豆を主要作物としつつ、ブロックローテーションを基本に生産性の高い農業を進める。
- ・認定農業者又は(他集落の)集落営農法人に、農地の集約化を進めつつ、地域外から希望する認定農業者や認定新規就農者を受け入れ、さらに農業を担う者を募り、地域全体で利用する仕組みの整備を進める。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	9 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	9 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

集落での利用が行われる範囲を表示している。隣接する集落との協議により、変更の場合がある。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
継続して集落での話し合いを行い、目標地図の見直しを行うなかで、農地の集積・集約化の取組を進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
目標地図に基づいた農地中間管理機構を通じた農地の貸借を進める。
(3)基盤整備事業への取組方針
農地の大区画化・汎用化等の基盤整備を令和14年度までに計画する。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
地域内外から、多様な経営体を募り、意向を踏まえながら担い手として育成していくため、関係機関と連携し、相談から定着まで切れ目なく取り組んでいく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☐ ①鳥獣被害防止対策	☒ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☐ ⑦保全・管理等	☒ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ②環境こだわり農業の取組を継続・拡大する。
 ⑧世代をつなぐ農村まるごと保全向上対策に取り組み農道や水路等を共同活動により保全する。